

## 交野市立保育所条例 新旧対照表

交野市立保育所条例 新旧対照表

新
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 本市は、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。)第 3 5 条第 3 項の規定 に基づき、乳幼児<u>(法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児及び法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児を総称する。 以下同じ。)</u>を保護し、その健全なる育成を図るため交野市立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この条例の用語の意義は、<u>法及び子ども子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。)</u>の定めるところによる。</p> <p>(名称等)</p> <p>第 3 条 保育所の名称・位置及び定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 保育所に所長及びその他必要な職員を置く。</p> <p>(入所資格)</p> <p>第 5 条 保育所に入所できる者は、<u>法第 2 4 条第 1 項の規定</u> により市長が保育の実施を必要と認めた者とする。</p> <p>2 前項のほか、保育所に収容能力があるときは、その他の乳幼児を入所させることができる。</p> <p>(入所の承諾)</p> <p>第 6 条 保育所に乳幼児を入所させようとするときは、その保護者は、市長の承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の場合、乳幼児が保育上又は管理上不適當と認めるときは、入所を承諾しないことができる。</p>

旧

(設置)

第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、乳幼児を保護し、その健全なる育成を図るため交野市立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。

(名称等)

第2条 保育所の名称・位置及び定員は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 保育所に所長及びその他必要な職員を置く。

(入所資格)

第4条 保育所に入所できる者は、法第24条第1項の規定により市長が保育の実施を必要と認めた者とする。

2 前項のほか、保育所に収容能力があるときは、その他の乳幼児を入所させることができる。

(入所の承諾)

第5条 保育所に乳幼児を入所させようとするときは、その保護者は、市長の承諾を得なければならない。

2 前項の場合、乳幼児が保育上又は管理上不適当と認めるときは、入所を承諾しないことができる。

(保育料)

第6条 保育所へ入所した者の保育に要する費用の徴収は、法第56条の規定によるものとし、保育料額は、法による運営費の限度内において市長が別に定める。

新

(保育料)

第7条 支援法第19条第1項第2号の認定を受けた支給認定子ども（以下「2号認定子ども」という。）又は同法第19条第1項第3号の認定を受けた支給認定子ども（以下「3号認定子ども」という。）の支給認定保護者又はその扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）は、支給認定の有効期間内において、保育所から当該2号認定子ども又は当該3号認定子どもが保育給付を受けたときは、支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を保育料として市長に納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料は、市長が別に定める。

(保育料の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の納付)

第9条 保育料は、市長が別に定める期日までに納付しなければならない。

(出席停止又は退所)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、保育中の乳幼児を出席停止又は退所させることができる。

- (1) 第5条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 特別の事由により受託能力がなくなったとき。
- (3) 保育上若しくは管理上不適当と認めたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に従わないとき。
- (5) 市長が行う保育上の指示に従わないとき。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(保育料の減免)

第7条 市長は、前条に規定する保育料を納付できない特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

(保育料の納付等)

第8条 保育料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

2 既納の保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(出席停止又は退所)

第9条 次の各号の一に該当するときは、市長は、保育中の乳幼児を出席停止又は退所させることができる。

- (1) 第4条の規定に該当しなくなつたとき。
- (2) 特別の事由により受託能力がなくなつたとき。
- (3) 保育上若しくは管理上不適當と認めるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に従わないとき。
- (5) 市長が行う保育上の指示に従わないとき。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。